

大好評につき4月も開催

認知症による資産凍結で困らないための

# 家族信託セミナー

2024年

4月25日(木)

14:00-15:30 13:30 開場

個別相談 15:30-16:30

※事前のご予約が必要です。

碧海信用金庫 御園支店  
(名古屋市中区栄1-11-15)

参加  
無料

定員50名

預金口座から  
引き出せない!?

相続対策が  
できない!?

自宅の売却が  
できない!?

お電話・インターネット・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。

## お電話でのお申し込み・お問い合わせ

積水ハウス株式会社 中部第一営業本部  
担当：広瀬・加藤

0120-558-541

## インターネットからのお申し込み

右の二次元コードを読み取って  
入力フォームよりお申し込みください。



## FAXでのお申し込み

052-265-1812

以下の枠内に必要事項をご記入の上、FAXにてご送信ください。

参加 申込書	【お名前】(ふりがな)	【電話番号】
	【ご住所】	
	【メールアドレス】	【参加人数】
	【無料個別相談】	希望する ・ 希望しない

※無料個別相談後、書類作成など司法書士に依頼する際には別途費用が発生することがあります。

【お客様情報の利用目的について】今回お預かりするお客様の個人情報につきましては、ご依頼・ご請求事項への対応に加え、「住まい」「住環境」「街づくり」全般に及ぶ積水ハウスグループの事業で、グループ会社各社とともに、次の各目的にて利用させていただくこととなりますのであらかじめご了承願います。(1) 積水ハウスグループの事業における各種商品・サービスの提供及びこれらのアフターサービスの提供(2) 商品・サービス提供に関連する各種手続(融資、許認可取得、登記等)の支援、取次(3) 積水ハウスグループの事業における営業活動(商品・サービスに関する資料等の送付又はお届け、資産活用関連情報提供等)(4) 商品・サービスの開発、改善(5) (1)~(4)の各目的に付帯する事項。詳細は「お客様情報保護方針」として、弊社ウェブサイト(<https://www.sekisuihouse.co.jp>)において公表しており、本社、各支店等事業所においても紙面を常備いたしております。※共催機関の取扱商品・サービス等のご案内のために利用させていただく場合がございます。予めご了承ください。

主催：積水ハウス株式会社

共催：碧海信用金庫/司法書士法人ファミリア

# 家族信託による認知症対策

もしも認知症などで判断力がなくなったら、資産が凍結されたり、ご家族以外の専門家に資産を管理されることになってしまうかもしれません。  
それを防ぐために「家族信託」でできる対策を司法書士が丁寧に説明させていただきます。

## 認知症になると取引が制限される資産

① 預貯金 普通預金引き出し  
定期預金解約

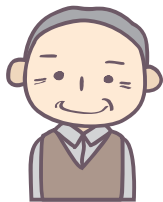
② 不動産 リフォーム  
売却・契約など

もし親が認知症になったら、たとえ子どもでも「親のお金を引き出すこと」も介護費用に充てるために「親の自宅を貸したり売ったりすること」もできなくなり、親はもちろん、子どもも困ってしまいます。

## 家族信託のしくみ

現金や不動産などの管理を信頼できるご家族に託すよう、事前に家族信託契約を結ぶことで、万が一、認知症になって判断能力が失われたとしても、資産が凍結されることなく、任されたご家族が引きつづき財産の管理を行うことができます。

信じて託します。  
私のために管理  
してください



託す人(父)

委託者



現金・不動産

信託契約

父の代わりに私が  
現金や不動産を  
管理します!



任される人(子)

受託者



収益など

家賃や売却代金  
の収益は私が  
受け取ります!



託す人(父)

受益者

セミナー内容は一般的な内容であり、当金庫の取り扱いとは異なる場合があります。

## 講師紹介



司法書士法人ファミリア  
司法書士／家族信託専門士／民事信託士／相続鑑定士

國枝 哲哉氏

相続業務の専門家として年間相談件数300件以上、豊富な実績のもとに、お客様の心配事に寄り添いながら資産全体を守り、ご希望に叶った承継をするための提案を行っている。

できるかぎり専門用語を使わない、わかりやすい解説に定評があり、大手ハウスメーカーや不動産会社、金融機関などからの依頼による講演も多い。